

医療費助成制度の県内現物給付化について

現物給付とは、医療機関窓口で医療費受給資格証等を提示することにより、原則医療費を支払うことなく医療サービスを受けることが出来る仕組みです。

※医療機関によっては現物給付に対応していない場合もありますのでご注意ください。

○以下の場合には医療機関窓口での支払いが必要です。医療費支給申請書（請求書）に領収書を添付のうえ、担当窓口まで申請してください。

- ・埼玉県外の医療機関等を受診した場合
- ・埼玉県内の現物給付に対応していない医療機関等を受診した場合
- ・柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師等の施術を受けた場合
- ・治療用装具を作成した場合
- ・医療機関あたり1ヶ月の支払いが保険診療分で21,000円以上となる場合

こどもの医療費・ひとり親家庭等医療費を受給されている方へ

令和4年10月からこどもの医療費、令和5年1月からひとり親家庭等医療費（こどものみ）が埼玉県内全域で現物給付方式に変わりました。

県内現物給付化に伴い、現在使用できる受給資格者証は、以下のものとなります。

【こども医療費】

原則として、有効期限が出生日または転入日から子の年齢が満18歳に達する年の年度末までのもの（オレンジ色）

【ひとり親家庭等医療費】

原則として、有効期限が令和7年1月1日から令和7年12月31日までのもの（オレンジ色）

※申請日等によって、開始日が異なる場合があります。

現在お手元に色の違う受給資格者証（黄色または青色）や有効期限が切れている受給資格者証等、上記以外のものをお持ちのかたは、担当課へ返却していただくか、ご自身で裁断のうえ破棄していただき、医療機関でのご使用はしないようお願いいたします。

重度心身障害者医療費を受給されている方へ

令和7年10月1日からの受給者証は、9月に所得審査を行い、その結果、所得が基準額以下であれば、10月までにお手元に届くように送付いたします。更新に伴う申請等は不要です。

※後期高齢の保険切替えのタイミングや所持している手帳の再認定の時期によっては、有効期間が異なる場合があります。

ご不明点等ございましたら、下記問い合わせ先へご連絡ください。

子育て支援課 こども担当 ☎内線162（こども・ひとり親家庭等医療費）

健康福祉課 福祉担当 ☎内線113（重度心身障害者医療費）

広告



OGOSE

BIO-RESORT HOTEL & SPA

お風呂、サウナ、BBQ、レストラン、漫画、ボディケア、たくさん揃った遊びと癒しの複合施設

オーパークおごせ

6/1~ レストランMORINIWA
グランドメニューリニューアル!





お風呂で汗を流しませんか?

広告限定お得なクーポン券

越生町

平日限定



OGOSE

BIO-RESORT HOTEL & SPA

有効期限 2025/9/30(火)

大人 通常入館料 **200円OFF**

※他クーポン、割引入浴補助券との併用不可

※1枚で大人①名様まで利用可能

※入館時にご提示ください ※夜割適応外

※越生町在住の方のみ有効

※ご住所の確認できる「身分証明書」等をご提示ください

7

福祉3医療費支給事業について

ひとり親家庭等医療費支給事業

母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってそのこどもを育てている養育者家庭、父（母）に一定の障がいがある家庭の方が、医療保険制度で医療にかかった場合、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される事業（児童扶養手当に準じた所得制限があり）です。

対象となる方

国民健康保険・社会保険等に加入しているひとり親家庭の父や母またはその児童を育てている養育者とその児童及び一定の障がいがある20歳未満の方

登録時に必要なもの

- ・戸籍謄本（抄本）、加入医療保険情報がわかるもの（健康保険証、資格確認証、マイナ保険証等）
- ・お子さん・保護者の方のマイナンバーがわかるもの
- ・振込先口座番号がわかるもの（受給資格者となる保護者名義の預金通帳等）

※児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書の添付により省略できる書類があります。

重度心身障害者医療費支給事業

心身に重度の障がいのある方が病院などで受診した場合に、医療保険が適用される医療費から高額療養費、付加給付、他法負担分等を控除した残りの額を助成します。受給には申請が必要です。

対象となる方

- ・身体障害者手帳1級、2級、3級の方
- ・療育手帳㊿、A、Bの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方（精神病床への入院費用を除く）
- ・身体障害者手帳4級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳2級等で埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方

※平成27年1月1日以降に新たに重度心身障害者となった65歳以上の方は対象外です。

手続きに必要なもの

- ・所持している障害者手帳
- ・加入医療保険情報がわかるもの（健康保険証、資格確認証、マイナ保険証等）
- ・本人名義の預金通帳

こどもの医療費支給事業

お子さんが医療機関を受診したとき、その保険診療による医療費の自己負担分を支給する事業です。こどもの医療費の支給を受けるには、受給資格登録と医療費支給申請が必要となります。登録していない方は、子育て支援課窓口で申請してください。

対象となるこども

各種健康保険（保護者の扶養）に加入している満18歳になる年度末までのこども

対象となる医療費

保険診療による医療費の一部負担金等で入院・通院ともに対象

登録時に必要なもの

- ・お子さんの加入医療保険情報がわかるもの（健康保険証、資格確認証、マイナ保険証等）
- ・お子さん・保護者の方のマイナンバーがわかるもの振込先口座番号がわかるもの（受給資格者となる保護者名義の預金通帳等）

共通事項

※学校・保育所・幼稚園内、通学・通園中のケガによる診療の場合、学校等で加入している日本スポーツ振興センター災害給付金の対象となりますので、ご注意ください。各医療費助成制度では支給されませんので、受診時にも窓口で受給資格証を掲示しないようお願いいたします。

また、第三者行為による疾病に関わる医療費についても、医療費制度の対象となりません。

※転出などで越生町での受給資格がなくなった場合は、必ず届出をしてください。その際に受給資格証は各担当課へお返しください。

※加入保険の変更、氏名変更、住所変更等が生じた場合は必ず届出をお願いします。

※適正受診にご理解とご協力をお願いします。

- ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
- ・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
- ・ふだんの健康管理をしてくれる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ・薬のもらいすぎや飲み合わせに注意しましょう。

※ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進へのご理解とご協力をお願いします

・ジェネリック医薬品（後発医薬品）は新薬（先発医薬品）と同等の効果で価格が安いというメリットがあります。医師や薬剤師と相談しながら、積極的に活用しましょう。

広告

「大きく育った木」や例えば「すくすく伸びすぎた枝」に
お困りではありませんか?

お見積り・ご相談無料

-創業50有余年-

親切・丁寧な仕事を
こころがけております。

緑と自然豊かな環境づくり

浅野造園有限会社

〒350-0401 越生町古池399
TEL049-292-3436

☆ 毛呂山町で創業79年 近くて安心! ☆



補聴器

ご自宅に伺います
購入後も安心!



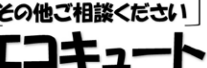
家電

その他ご相談ください



リフォーム

トイレ・お風呂・キッチン



エコキュート

防犯カメラ

高橋電気(株)

毛呂本郷3(水曜定休)

☎0120-182-109

6